

「子ども・若者ケアラー」支援のための予備的考察

—〈ケアラー〉支援と〈子ども・若者〉支援との接合—

齋藤 真緒ⁱ

本稿は、日本における「子ども・若者ケアラー」支援を具体化するための予備的考察である。筆者らは、2年前から、「子ども・若者ケアラー」の実態を明らかにする取り組みとして、公益財団法人京都市ユースサービス協会の事業として、「子ども・若者ケアラー」に関する事例検討会を定期的に開催している。日本では、「子ども・若者ケアラー」の実数とその実態に関するデータがほとんど存在していない。先行研究のまとめとして、本稿では、「子ども・若者ケアラー」の特徴およびその問題点として、①非選択としてのケア、②自己の客観化の困難、③ライフコースへの長期にわたる影響、④ケアへの多様な意味づけを取り上げた。そのうえで、今後の支援課題として、隣接領域に配慮しつつ、学校を含む関係機関の連携が重要であると考えた。とりわけ、子どもから大人になる移行期への包括的な支援を実現すべく、〈ケアラー〉支援だけでなく、〈子ども・若者〉支援という観点、とりわけユースワークの観点が重要であると結論づけた。

キーワード：「子ども・若者ケアラー」、〈ケアラー〉支援、ライフコース、〈子ども・若者〉支援

はじめに

私たちは、少なからず、家事やケアにかかわる子どもたちを目にしてきたことがある。かつて出生率が今日ほど抑制されていなかった時代、近代的な生殖コントロールを手にしていなかった時代、きょうだい数が多いがゆえに、年長の子どもの自分より下の子どもの世話をすることは、おそらく家族の日常風景の一部であったに違いない。しかしこうした風景とは全く異なる時代背景において、今日、家事やケアを担う「子ども・若者ケアラー」が増加している。

本稿では、「子ども・若者ケアラー」に関する予

備的考察として、先行研究および既存の調査データから、「子ども・若者ケアラー」をめぐる問題の輪郭を確認することで、今後の支援課題を明らかにすることを目的とする。なお、詳細は後に譲るが、長期に及ぶ可能性のあるケアは、子ども・若者の現在の生活だけではなく、将来のキャリアや人生設計に大きな影響を及ぼす。したがって、年齢によって区分される「ヤングケアラー」という言葉にかわって、本稿では「子ども・若者ケアラー」という言葉を用いる。

平成24年就業構造基本調査によれば、15歳から30歳未満の「若年介護者（ヤングケアラー）」は17万7千人である。しかし、多様な家庭の事情から、15歳未満で家族のケア役割を担っている子ども、あるいは30歳を超えていても、自らの仕事や結婚よりもやむを得ず家族のケアを優先させている若者たちを視

i 立命館大学産業社会学部教授

野にいれると、その数は大幅に増加すると見込まれる。

筆者は、2017年から、公益財団法人京都市ユースサービス協会の事業として始まった「子ども・若者ケアラーの実態にかかわる事例検討会」に発起人としてかかわっている。これを立ち上げたひとつの動機には、私自身が担当した基礎演習で出会った一人の学生の存在がある。新歓期、行事やその準備にほとんど参加しなかった学生に面談したところ、彼女はまさに「子ども・若者ケアラー」だった。単位制の高校に転校することで、彼女が認知症の祖母の主たる介護者の役割を5年間続けた。「おばあちゃんが死んでくれたので」大学に来れた、彼女はそう語った。しかし、そう思ってしまう自分への自己嫌悪にも同時にさいなまれていた。

2018年1月にNHKで放送された外国にルーツをもつ子どもたちの生活に関するドキュメンタリー番組(『目撃! にっぽん さやかとりき〜“外国ルーツ”子どもたちの1年』)は、「子ども・若者ケアラー」そのものをテーマとして取り上げた番組ではなかったが、フィリピン人の母親をもつ小学校5年生のさやかは、深夜まで働く親に代わって、自分より小さい子どもの世話を夜通し行っていた。ほかの家族の子どもを世話をしている時期もあった。もちろん宿題もままならない。自分の体調が悪くても他に代わってくれる人はいない。「大丈夫じゃない」「でも大丈夫」、屈託のない笑顔とは裏腹に垣間見える彼女の心の叫びに心が痛んだ。もう一人の主人公である中学校3年生のりきは、フィリピン人の母親との二人暮らし。一時的に不登校になっていた。掛け持ちで仕事をこなす母親の精神的な支えとなっている。「死にたい」「消えてしまいたい」と、子どもの前ですらあふれ出てしまう言葉を受け止めてくれる第三者が、彼らにはいない。おそらく今後も、さやかとりきは、家族の支え手としての役割を期待され続けるであろうし、人生の早い段階での経済的自立に駆り立てられるであろう。

家族形態の多様化、格差社会といった今日の社会

状況の中で、多様な「子ども・若者ケアラー」の姿がある。親が働いているために祖父母の介護を引き受ける孫、ひとり親家庭で家事を担う子ども・若者、精神疾患をもつ家族のメンタルケアを担う子ども・若者、子どものバイト収入が必要不可欠となっている家族、複数のケアニーズを抱えている家族、依存症などの長期にわたるニーズをかかえた家族の中の子ども・若者など。とりわけ「子どもの貧困」の深刻化は今日の「子ども・若者ケアラー」の増加と密接にかかわっている。親の経済的・社会的困窮に起因する子どもの生活環境の悪化は、本来は受けるべき適切なケアを受けられない状況を生み出すだけではなく、子どもがケアの担い手になるという逆転が生じている。また、児童虐待、とりわけネグレクトも、「子ども・若者ケアラー」と深く結びついている。実際に、ネグレクトのひとつの帰結として、子どもが自分の食事を自ら用意したり、洗濯・掃除などの家事を引き受けることがある。「子ども・若者ケアラー」が抱える課題は、貧困と虐待といった、子ども・若者を取り巻く社会問題と地続きである。しかし、貧困や虐待が不在の場面においてもケアが発生することがある。そこで本稿ではあえて、「子ども・若者ケアラー」の問題を、貧困や虐待の問題に包摂・還元するのではなく、子ども・若者が日常的に担っているケアの様態およびその影響に注目しながら、明らかにしたい。

1章 「隠れたケアラー hidden carer」としての「子ども・若者ケアラー」

1節 なぜ「子ども・若者ケアラー」なのか?

ケアラーへの幅広い支援と調査研究を行っている一般社団法人日本ケアラー連盟は、ヤングケアラーを2つのサブカテゴリーに分類している。ひとつは、「子どもケアラー」であり、「家族にケアを要する場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要

な人は、主に、障害や病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合」もあるとされている。もうひとつのカテゴリーは「若者ケアラー」であり、「18歳からおおむね30歳代までのケアラーを想定しています。ケアのないような子どもケアラーと同様ですが、ケア責任がより重くなることもあります。若者ケアラーには、子どもケアラーがケアを継続している場合と、18歳を超えてからケアがはじまる場合」が想定されている。たとえばイギリスでも、Young Carers は5-17歳、Young Adult Carers は18-24歳 (Becker and Becker 2008) として分類されている。

児童福祉政策および若者政策にかかわる各種法律における年齢による区切りが、切れ目ない支援の大きな障壁となっていることが指摘されている¹⁾ ことに鑑み、本稿では、ケア役割に限定されないケアラー本人の生活や人生設計全体への支援の重要性を示すために、年齢等で区切ることなく、あえて「子ども・若者ケアラー」という連続的な概念を用いる。

子ども・若者が担っているケアを、ライフコースに沿って捉えてみると、ケア以外のさまざまなキャリアや対人関係、さらには大人への移行期固有の課題など、多様な生活場面を想定することができる。

ケアラー支援の基本的な理念は、ケアを担うことによって、自らがもつ多様な資源を枯渇させないということにある (斎藤 2010)。「子ども・若者ケアラー」支援において、一般的な介護者支援の論理が全面的に適用できるとはいいがたい。図1で示したように、「子ども・若者ケアラー」は、成人に至るまでの「移行」に伴い直面する様々なライフコース上の諸課題と並行して、ケアを遂行しなければならない。教育からキャリア形成、さらには友人関係、自らの余暇や健康といった、人生設計上の課題への取り組みや達成、それらに関する選択をめぐる分岐点が、ケア役割を担うことによって、どのような影響を受けるのだろうか。ケア役割を担うという経験は、子ども・若者の将来の人生設計をめぐる理想や実際の選択に、どのような影響を及ぼすのだろうか。

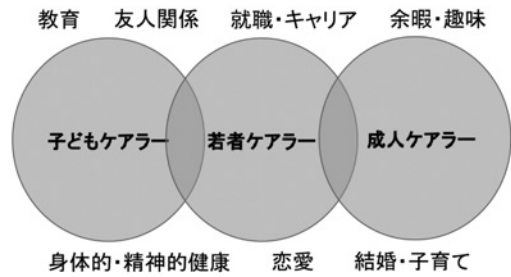


図1 ケアラーのライフコース

出所) 筆者作成

「子ども・若者ケアラー」という概念を用いる場合、一般的なケアラー支援の延長線上に位置づけるのではなく、ライフコースという観点から「子ども・若者ケアラー」を捉えることが重要である。その含意は、子ども期、若者期のライフコース上に出現するさまざまな社会的課題に配慮するためである。したがって、本稿の課題である「子ども・若者ケアラー」支援とは、〈子ども・若者〉支援と〈ケアラー〉支援という2つの視点を接合させた支援を意味する。つまり「子ども・若者ケアラー」支援には、重層的なニーズを踏まえた長期的かつ多様な対応が求められている。

2節 実態把握の遅れ

冒頭で引用した就業基本調査に基づく17万7千人(介護者全体の3.2%、介護者存在率0.9%)という若年介護者には、当然ながら15歳未満のケアラー、そして30歳以上のケアラーが含まれていない。森田による社会生活基本調査の二次分析からは、10歳から14歳までの介護者も、1%前後存在している(表1)(森田 2016)が、「子ども・若者ケアラー」の全体像は把握できていない。まさに「隠れた問題/ケアラー hidden problem/carer」である。

また、数少ない先行調査は、そのほとんどが学校の教職員や支援者を対象としたものである。2011年に北山らは、495名の中学校教員に対する調査を行っており、ヤングケアラーは4285名中55名(存在率1.28%)となっている(北山他 2015)。2015年に日

表1 子ども・若年介護者数及び介護者比率

	10-14歳					15-24歳				
	総数 (千人)	介護者数 (千人)	うち男性 (千人)	うち女性 (千人)	人口比 (%)	総数 (千人)	介護者数 (千人)	うち男性 (千人)	うち女性 (千人)	人口比 (%)
1996年	7315	34	14	20	0.5	17932	189	72	115	1.1
2001年	6364	59	31	28	0.9	15457	239	100	138	1.5
2006年	5984	58	32	26	1.0	13633	244	123	121	1.8
2011年	5891	—	—	—	—	12359	225	94	131	1.8

出典：森田 (2016) をもとに筆者が再構成

本ケアラー連盟が南魚沼市の教職員 (小学校, 中学校, 特別支援学校) 446名を対象に行った調査では, 生徒がヤングケアラーであることを知るきっかけは「本人との会話から」(46%)であり, ラポール (信頼関係) が構築されているかどうか, 実態把握を大きく左右していることがうかがえる (日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト 2015)。「ヤングケアラー」という言葉をきいたことがある教職員は25%にとどまっており, 日ごろから生徒の生活状況を「ケア」と結びつけて理解する視点を教職員が十分もちえていないこともうかがえる。また北山らの調査では, 「ヤングケアラー」とみなす判断材料として, 「忘れ物が多い」「一人親家庭」「保護者の帰りが遅い, もしくは留守にしがち」などを挙げているが, こうしたいわゆる「問題行動」が発生・表面化しない限り, 生徒がケア役割を担っているかどうかを把握する契機や手立てが存在しない。同連盟が藤沢市で行った調査でも, 「欠席」や, 「学力不振」などの学校生活への影響が確認される一方で, 子ども・若者がどの程度, あるいはどれくらいの期間ケアを担っているかなど, 子ども・若者のケアにかかわる生活実態をしっかりと把握しているケースはほとんどない (同上 2017)。支援者というフィルターを通さない, 大阪府下の約6千人の高校生に対して行われた国内初の当事者に対する実態調査では, 高校生の20人に1人 (5.2%) がケアを担っていることが判明した。実に, 高校生ケアラーの半数が3年以上ケアを継続していることも明らかになった (濱

嶋・宮川 2018)。三菱UFJリサーチ&コンサルティングが行った, 各自治体の要保護児童対策地域協議会に対するアンケート調査でも, 中学生・小学生のケアラーの存在が確認されている (三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2019)。

ケアラー支援先進国と評されるイギリスは, 同時に若者を支援するユースワーク発祥の地でもあり, ヤングケアラー問題への社会的対応はすでに1980年代後半から開始されている。1995年には, 若者への初の全国調査が実施された。しかしイギリスでも, ヤングケアラーの現状把握が必ずしも十分できているわけではない。1996年のイギリス全国統計局 (Office for National Statistics Social Survey Division) の調査によれば, 8歳から17歳までの子ども700万人のうち3万2千人 (0.5%) がヤングケアラーあるいはそれに近い存在とされた。センサスによればヤングケアラーの数は17万8千人となっているが, 国営放送BBCによる調査では, その4倍近い70万人, 約12人に1人の子どもが何らかのケアを担っているとされている (BBC 2010)。特に5~7歳という低年齢層のケアラーが増加している。いずれにしても, 正確なデータの不在は, 必要な支援やサービスを展開できないという悪循環の大きな要因となっている。

3節 ケアの多様性

「子ども・若者ケアラー」を発見するにあたって, 実態把握の遅れの要因の一つでもあるが, ケアをど

のように定義し、どの程度ケアを担う者をケアラーとして特定化していくのかという問題がある。

イギリスの定義によれば、ヤングケアラーが担うケア役割は、①料理、洗濯、掃除、アイロンがけといった Domestic Tasks（家事援助）、② General Care（投薬管理、衣服の着脱、外出・移乗介助といった日常生活における介助）、③ Emotional Support（感情の受容、励まし、要介護者以外の同居者への気遣いといった情緒的サポート）、④ Intimate Care（入浴、排泄介助といった直接的介助）、⑤ Child Care（きょうだいの世話）、⑥その他の活動（保険・手当など金銭の受け取り・支払い、通訳、病院への付き添い・医者との面談など）という6種類に分類されている（柴崎 2005）。日本ケアラー連盟でも、ヤングケアラーが活動する内容として、イギリスの定義を踏襲している。要介護者との関係、実際に担っているケア内容や程度、障害や疾病の種類、ケアにかかわっている期間の長さ、支援者の有無など、子ども・若者ケアラーがおかれている生活環境は実に多様である。加えて、同程度のケアを担っていても、頻度の違いや、それを負担に感じるか感じないか、ケアラー本人の主観的評価も異なるため、そのことが問題の顕在化/潜在化を大きく左右する。多様なケアの様態が、「子ども・若者ケアラー」としてその共通項を把握することを阻害するひとつの要因となっている。

2章 先行研究にみる「子ども・若者ケアラー」が抱える困難

なぜいま「子ども・若者ケアラー」を社会課題として捉える必要があるのだろうか。男性による有償労働と、女性による無償労働としてのケアという近代の性別役割分業は、ケアを家族の中にとどめておくためのひとつの社会システムとして機能してきた。しかし、超高齢化や未婚化・晩婚化、離婚の増加といった、後期近代における一連の家族の変化によって、ケアを私的領域のみでまかなえる家族がもはや

少数派となりつつある。日本は、ジェンダー、年齢、結婚の有無、他のケアの有無といった個人々の状況にかかわらず、あらゆる人が、自分の人生のどこかのタイミングでケアを引き受けなければならない時代に突入しようとしている。

1節 非選択としてのケア

子ども・若者がケア役割を担わなければならないようになった誘因として、渋谷は、ケア役割を期待されていた人がその役割を果たせなくなった場合（たとえば母親がケアを必要とする状態になっても父親が仕事を継続せざるを得ない場合）、あるいはもともとケア役割を担う人員が限定されているひとり親家庭などを挙げている²⁾。ほとんどの子ども・若者は、定位家族という、宿命として自らが生まれた家族しか経験したことがないため、自分にとっての家族という生活環境は、絶対不変に近い環境であるといってもよい。したがって、多くの子ども・若者ケアラーは、家族生活の延長線上として不可避的にその役割を担っている。つまり子ども・若者が担う役割は、多くの場合「非選択」、選べない役割である。他のオルタナティブ選択肢が存在しない、家族にとっての最後の人的資源であることは、ケア役割を自明視することにもつながる。また、自分がケア役割を引き受けることを、「家族として当たり前=当然」とする子ども・若者なりの解釈が、外部サービスの活用による役割の軽減や、ケアからの離脱といった、これまでとは異なるケア環境の創出を阻止している（Day 2015）。

北山らが、ヤングケアラーが担う仕事を「お手伝い以上」の役割と定義しているように（北山他 2015）、「非選択」というケアの特性は、お手伝いとの違いとしても重要ではないだろうか。お手伝いは、保護者の責任の下で、宿題をする時間や友人と遊ぶ時間、習い事といった、ケア以外の子供の活動を圧迫しない範囲内で行われる。それに対して、「非選択」としてのケアは、お手伝いの範疇を大きく逸脱することが少なくない。当然のことながら、限られた時間の中でケアを遂行しなければならないために、

おのずと、他の活動を削減せざるを得なくなる。

2節 ケアラーとしての自己の客観化をめぐる困難

「子ども・若者ケアラー」が不可視化されている要因として、「子ども・若者ケアラー」自身を含めて、社会全体が「ケアラー」というフレームで子ども・若者を認識できていない現状がある。「子ども・若者ケアラー」は、自らに課された役割を、多くの場合家族との日々の生活の延長線上として理解しているため、自分自身を「ケアラー」として客観的にとらえることが難しい。当然こうした子ども・若者の解釈は、自発的なものではなく、周囲の大人や支援者からも、お手伝いを熱心に引き受けてくれる「良い子」として扱われ、マンパワーとして位置づけられることによって、自分のケアを相対化して捉える視点、異なる生活環境へのイメージの芽は摘み取られてしまう。「かわいそうな子」という同情的なかかわりへの抵抗として、ケアラーというラベリングを望まない子ども・若者もいる。

他方で、支援者が、子ども・若者をケアから遠ざけるための方策として、ケアを抱える家族の現況を、子ども・若者本人にきちんと知らせないこともある。しかし、家族問題について、ひとりの当事者として、子ども・若者を位置づけ、かれらの「知る権利」を保障することは極めて重要である³⁾。このことは当然ながら、子ども・若者をケアラーとして想定するというのではなく、ケアが発生した当該家族の一構成員として、子ども・若者は、家族が抱える問題状況についてその情報をきちんと他の家族あるいは支援者から伝えられる権利を有するということを意味する。田野中らは、ドイツの事例検討から、子ども・若者は、家族の中で生じた問題について「隠されている」ことを敏感に感じ取り、子どもの側からは他の家族に「聞けない」状況が生まれやすくなると指摘する。他人に「聞けない」ことは、他人に「言えない」ことにつながり、孤立・不安・寂しさを増幅させる結果となる。子どもの理解力に応じて、程度を勘案しながらも、事情を隠すのではなく、き

ちんと問題を知らせてもらう権利を子どもたちは有する(田野中他 2015)。

3節 ライフコースへの影響

子ども・若者が引き受けているケアの形態にもよるが、ケアの慢性化・長期化することによって、前述したように、ライフコース・生涯設計への影響が懸念される。

後期近代における「移行の長期化・複雑化」は、学校から仕事への移行、結婚の契機を含む家庭生活上の移行、住居の移行という3つの移行を中心として、人生におけるさまざまな出来事の典型的な順序の変化を伴っているとされる(ファーロン・カートメル 1997=2009: 106頁)。従来の若者研究は、子どもと大人の狭間にある、社会的経済的発展に伴って出現した「若者期」「青年期」固有の現代的課題を、その研究対象としてきた。先行する世代とは異なる、失業を含む若者労働市場の不安定性をめぐる問題、性行動と結婚との分離や未婚化の進行、家族資源によって左右される離家のタイミングや早期独立の困難性など、今日の若者研究の課題は多岐にわたるが、多くの先進国における1980年代以降の若者に対する社会政策の抑制は、若者が親への依存を強めざるをえず、結果として「半依存」が長引く状況を生み出している。日本でも、パラサイト・シングルにはじまり、非正規雇用の拡大、ひきこもりなど、家族への依存の長期化が若者支援の主たる支援課題となっている。

他方で宮本は、今日の青年期の特徴を、家族による経済的・情緒的支援の有無に左右される「二極化」に注目している(宮本・小杉 2011)。「子ども・若者ケアラー」、そして生活を支えるバイト労働といった若者にかかわる一連の現象は、依存の長期化とは逆のベクトル、つまり自立/自律の早期化、言い換えれば、「依存(の機会)の剥奪」ともいえる社会現象である。ケアは主にかれらが所属する定位家族のメンバーに対しておこなわれる。自ら選択することができない外在的ファクターとしての定位家族

の状況によって、本来であればケアを受けるべき存在であるはずの子ども・若者が、ケアを含む労働を提供する立場におかれること、この家族の関係性の反転と変質は、子ども・若者の生活やアイデンティティ形成、あるいは将来のキャリアにとって、何を意味するのだろうか。

ケアの特質として、長期化しやすく、先の見通しを立てにくいという傾向を踏まえるならば、人生の早い段階でケア役割を引き受けることは、その時点での生活や人間関係に影響を及ぼすだけではなく、自分自身の能力・キャリア開発、対人関係、あるいは趣味というケア以外の生活領域や活動に、自らのエネルギーと時間を投資することの大きな妨げとなる。また、要介護者の状態の変化が自分の生活を大きく左右するために、短いスパンでの計画しか立てられない（Day 2015）。イギリスの介護者支援団体 Carers Trust の調査によれば、イギリスのヤングケアラーの14%が大学への進学を断念している。

さらに、要介護者の死亡や施設入所などによってケア役割から離れた後の生活の再設計、修正も、ケアラーのライフコースという観点からみて、重要な課題である。ケア役割から解放された後に、自分が行ったケアが果たして最善であったのか、もっと何かやれたのはないか、自らのケアをめぐる悩みや後悔にさいなまれるケアラーは少なくない。現前にケアがないにもかかわらず、過去のケアの記憶やその反芻が、その後のケアラーの精神的健康や人生の再設計の意欲を大きく左右するポスト・ケアリング／元ケアラー（former carer）として近年注目されるようになったテーマは、残念ながらもまだほとんど研究蓄積がない。昨年NHKで放送された「ミッシング・ワーカー」でも、こうしたポスト・ケアの課題が浮き彫りになった。介護等を契機とする離職して以降、社会との接点を失ってしまったために、介護役割から解放されても社会に復帰できない（求職活動できない）、まさに“消えた”労働者は、40～50代の失業者数72万人を上回り、103万人と報道された（2018年6月2日NHK特集『ミッシングワーカー—

はたらくことをあきらめて』）。この特集では、一度仕事に就いたことがあるケアラーを前提としている。では果たして、キャリア形成にほど遠い、学齢期からケア役割を担っている「子ども・若者ケアラー」の場合はどうだろうか。そもそも自分が思い描く教育や仕事さえ、努力することすら難しい現実があり、自分自身の将来の可能性を探ること自体をあきらめてしまうこともある（Hamilton and Adamson 2013）。子ども・若者期のケアは、それが見えないポディーブローとなって、子ども・若者自身の将来の人生設計や、いろいろな夢を描くことの意欲自体が削がれ萎縮してしまう可能性がぬぐえない。ケア役割そのものだけではなく、ケア役割から離れた後を含めた、中長期的なライフコースという視点からの支援が「子ども・若者ケアラー」の場合には特に重要であろう。

4節 ケアへの意味づけ

他方で、子ども・若者がケア役割を引き受けるリスクのみが強調されることの危険性も存在する（Heyman & Heyman 2013）。「子ども・若者ケアラー」を「リスクカテゴリー化」することは、当事者による柔軟で多様なケアへの解釈が置き去りにされることにつながりかねない。Heymanらによれば、「自己犠牲」や「役割逆転」といった支援者のスタンスは、しばしば「子ども・若者ケアラー」を脆弱な存在として固定的・一面的に捉えがちであるのに対して、当事者は、「いま・ここ now and here」というポジションから、有能なリスクマネージャーという、支援者とは異なる肯定的な自己理解を提示している。したがってまずは「子ども・若者ケアラー」が現在担っている肯定的評価と受容が何よりも重要であることを意味している。こうした受容に基づく関係性が構築されて初めて、「なぜ自分だけがこんな目に合うんだろう」「この家に生まれなければ……」といった「たら・れば」のナラティブが共有される環境が整う。

担っているケアの種別、自分自身の年齢やきょう

だい関係、さまざまなファクターとの相互影響によってケアの意味づけは変化する。時間の経過とともに、ケア負担の変化や他の社会経験とさらなる化学反応を起こす。ケアにかかわることは、時にとてつもなく負担と感じられることもあるし、逆に、ケアを通じて、家族との絆が再確認され、お互いにとってかけがえのない濃密な時間となることもある。Heymanらは、学校の評価システムではほとんど認知されないケアへの関与によって得られた肯定的な経験として、①人々の多様な感情への意識を高める人間としての成熟、②ケアの経験を活かした新しいキャリアへの機会(スプリングボードとしてのケア)、③政治への関心など、ケアに対する肯定的意味づけにも注目している⁴⁾。同様にCODA(聴覚障害の親をもつ聞こえる子ども)についてプレストンは、自らの経験をより広くとらえ、人々の差異を受けとめる力が高くなることを評価している(プレストン1998=2003)。つまり、ケアとは、一律的・客観的に定義されえない、常に未完の物語なのである。だからこそ支援者にとっては、ケアをめぐるさまざまな意味づけの可能性に十分配慮する必要がある。

3章 〈ケアラー〉支援と〈子ども・若者〉支援が交錯する地平

1節 〈ケアラー〉支援の基本的な枠組み

ケアラー支援の基本的な考え方は、ケアラーには、ケアを要する人のニーズとは異なる、独自のニーズがあるというものである。また、ケアを担う人は、ケアにかかわる身体的・精神的な負担に加えて、経済活動を含む社会生活において、時間の使い方やスケジュール管理が利他的なものにならざるを得ないために、ケア役割を全く担っていない人と比較して、圧倒的に脆弱な立場に置かれることになる。これこそが、ケアラーが社会的な支援の対象となる根拠である(Kittay, 2002)。

ケアを要する人への支援が、間接的にケアラー支援として機能することはありうるが(リフレッシュ

あるいはレスパイトとしての側面)、ケアラーがもつ固有のニーズを直接的に充足しうるものではない。たとえば、ケアサービスを利用することによる物理的負担の軽減や、ケアから解放される時間の確保は、ケアラー自身の精神的な余裕を生み出すが、ケアにかかわる不安や悩み、自分自身の生活や今後の生涯設計(仕事やその他の社会的役割との調整)そのものを目的としていない支援は、ケアラーにとっては部分的・断片的な支援とならざるをえない。また、とりわけ日本は、家族を同質的集団として捉え、相互犠牲を美德とする傾向が強い。しかし本来、ケアを要する人のニーズと、ケアラー自身のニーズは、必ずしも一致するとは限らず、二者間、あるいはその他の家族構成員を含めた複数のニーズの調整が極めて重要となる。さらに、ケア役割を所与として捉えるのではなく、〈ケアする-ケアしない〉という一続きのスペクトラムにおいて、自分ほどの程度ケア役割を引き受けるか、今後、どのようにケア役割の割合を変化させていきたいと考えているのか、他の社会的役割・生活との折り合いを含めた調整が必要である。ケアを担うことによる社会的脆弱性を考慮しながら、ケア役割によって自らの諸資源を枯渇させないような支援が求められている。特に、家族主義的な規範が強い日本においては、ケア役割を固定化し役割継続を前提とした支援ではなく、ケア役割の相対化や、ケアからの離脱という観点からのケアラー支援という観点がますます重要になるだろう。特に子ども・若者ケアラーにとっては、目の前のケアによって、日常的な学業や自分自身の将来のための活動が後回しにされることがあってはならない。

2節 〈子ども・若者〉支援という視座

〈ケアラー〉支援の基本的視座は、「子ども・若者ケアラー」支援にとっても有益であるが、一般化された〈ケアラー〉という視点だけでは、ケアラーの社会的属性が希薄化されてしまう。ケアの担い手の多様化に応じて、それぞれのケアラーの社会的属性

や生活条件を踏まえた支援の具体化が求められる。では、〈子ども・若者〉支援という視点という視点から、子どもや若者が担うケアをどのように位置づけることができるだろうか。

日本において若者問題が本格的な社会政策の対象として位置づけられるのは、2000年代に入ってからである。3年計画の2003年の「若者自立・挑戦プラン」の策定を皮切りとして、ジョブカフェや、地域若者サポートステーションの開設といった一連の若者政策の展開は、主に、就職を中心とする経済自立を目指すものであった。こうした施策にもかかわらず、若者の就職率は好転せず、若者が抱える困難の根深さに対する理解が深まる中で、「子ども・若者育成支援推進法」が2009年に成立した。この法律は、乳幼児から30歳代までの「子ども・若者」を、その一貫性と継続性において、最も幅広くかつ切れ目なく対象としていることに大きな特徴がある。この法律によって、子ども・若者の人生が、その生まれ育った環境によって左右されることがないように、教育・福祉をはじめとする関係諸機関の連携による地域ネットワークを構築するとともに、とりわけ困難を抱える子ども・若者への総合的な支援を展開する法的基礎が担保された。従来から指摘されている、不登校やひきこもり、暴力等に加えて、「子ども・若者ケアラー」を支援課題として認知し位置づけていくことが急務である。

筆者が、「子ども・若者ケアラー」の事例検討会の舞台として選んだ京都市ユースサービス協会は、ユースワーク／ユースサービスの考え方に根差したインフォーマル教育としての若者支援を提供している。ユースサービスとは、「青少年が家庭、学校、地域社会、職場及び青少年の自主的な活動の場面といった、あらゆる活動場面への参加を通じて、社会と交わり、青少年自身の興味や関心を豊かにし、青少年が必要とした場合、助言、情報、または多様な人的・物的資源を得られるような『機会』を提供しようとする」ものである⁵⁾。ここでいう「支援」とは、単に、サービスを提供される客体化された存在では

なく、若者が自ら自分自身の可能性に挑戦し、自らの成長を主体的に獲得することを後押しすることである。ユースサービス協会は、家でも学校でもない「第三の居場所」として、親子や教師生徒といった従来の緊密な「タテの関係」とは異なるゆるやかな関係性を提供し、若者の成長と自立／自律を促すことを目的としている。

「子ども・若者ケアラー」は極めて多面的で複雑な社会的課題が包含されている。成人ケアラーと比べて、「子ども・若者ケアラー」は、「ケアする／しない権利」を十分享受することが困難である（渋谷 2012）。だからこそ、相談しやすい環境の創出や、情報提供などを通じて、適切なサポートを受けながら自ら選択することを経験するユースワークという視点を活かしていくことが重要である。子ども・若者自身が、この問題を考える主人公となり、その都度、ケアにどの程度かかわりたいか、そのためにはどのような支援が必要かを、サポートを受けながら自分たちが問い続けていく必要がある。なぜならば、二人称でのケアしあう関係性は、受ける側としても、与える側としても、人間である以上無関係ではいられない、人間関係の最も基礎となる構成要素だからである。単に、子ども・若者がケアにかかわらない環境を提供すればよし、というわけではない。より広い社会的文脈からみれば、自立や自己責任を強調し、ケア責任を家族に局所化しようとする新自由主義へのひとつの対抗として、依存やケアを人間関係の基礎として社会的に再評価していくことが求められている。単なる市場化・外部化による解消・解決ではなく、ケアをともに生きる、ケアを学ぶことの意味を、個別の家族の問題と並行して、社会的な文脈で再考することが求められている。

4章 今後の支援課題

1節 隣接領域とのかかわり

「子ども・若者ケアラー」を支えるための実践的な支援課題と同時に、問題の輪郭をさらに彫琢して

いく必要がある。まず、「子ども・若者ケアラー」を捉えるにあたって検討すべき隣接領域とのかかわりをみてみよう。

7人に1人という割合にまで広がった子どもの貧困をめぐる問題は、「子ども・若者ケアラー」の問題を考える上でも、極めて重要な隣接領域である。経済的困窮とケアニーズの増大は、家族という閉鎖的な空間と人間関係に深刻な影響を及ぼしている。生活困窮の解消のためには、必然的に、働き手の数を増やすことが求められ、それは結果的にケアの担い手の減少に至る。また、働き手の減少の原因として、怪我や病気といったケアニーズの発生が関連していることもあるだろう。子ども・若者であっても、働き手に数えられ、自立を急かさせることもあれば、他の働き手を陰から支えるべくケアラーになることもありうる。このように、貧困とケアにはきわめて強い相関関係があり、2つの問題が引き起こす社会的不利益が世代を超えて累積されてしまう(田中2018)。他方で、すべての「子ども・若者ケアラー」の問題を、貧困問題として把握してしまうことは、対象となる「子ども・若者ケアラー」を狭めてしまう可能性もある。周囲にSOSが出せずにケアニーズを抱え込んでしまう家族は、必ずしも経済的貧困階層には限定されず、むしろ、社会的な体裁を気にする家族的な意識は、あらゆる社会階層に依然として蔓延しているといってもいいだろう。

「子ども・若者ケアラー」に与えられたケアの量やその質によっては、子ども・若者が担うには過大で不適切なものもありうる。したがって、虐待という観点からも子ども・若者ケアラーの問題を捉えることができる。虐待の分類やアセスメントにおいて、子ども・若者が担っているケアの現状を把握することも重要である。ネグレクトの延長線上において、子ども・若者が必要に迫られて自分で食事の用意をしたり、洗濯をすることもありうる。

2節 「子ども・若者ケアラー」の権利保障のための支援

イギリスでは、ケアラーとしての子ども・若者が有する権利として、以下の16点が掲げられている(三富2008)。

1. 子どもとして、介護者としてあるいは双方の地位にある者としての自己決定と選択の権利
2. 要介護者とは独自に承認され処遇される権利
3. 他の意見を聞くとともに自分の考えに耳を傾けてもらい、信じてもらうことのできる権利
4. プライバシーの権利
5. 遊びやレクリエーションに興ずる権利
6. 教育を受ける権利
7. ニーズに相応し社会サービスと保健サービスを受ける権利
8. 休息や休暇の機会の享受を含む実際のな援助を受ける権利
9. 要介護者の抱え上げに伴う負傷から保護される権利を含む身体的および精神的な傷害から保護される権利
10. 自らの生活と家族の暮らしに影響を及ぼす決定にあたって相談を受け決定に参画する権利
11. 手当とサービスを含めて自らと家族に関する事項についての情報と助言を受ける権利
12. 専門的な知識や助言を提供する個人や専門機関と関係をむすび利用する権利
13. 信頼のおける代理人や弁護士に委任する権利
14. 人種や民族および宗教上のニーズの完全な承認を含むニーズのアセスメントを受ける権利
15. 申し立てを行う権利
16. 希望するならば介護の役割を停止する権利

日本ケアラー連盟は、日本におけるヤングケアラーの権利として以下の7点を掲げている(日本ケアラー連盟HP)。

1. ヤングケアラーの教育と子どもらしく過ごせる

- 生活を保障する
2. 子どもが抱えるニーズを「家族」の中でとらえ、家族関係を支える
 3. 学校をヤングケアラーの発見・認識をすることができる機関として位置づける
 4. 子どもであるヤングケアラーの抱えるニーズを創造的にとらえ分析するアセスメントを行う
 5. 早期発見・早期支援・継続支援に向けて学校・福祉・医療の連携体制を地域に築く
 6. 地方自治体は、ヤングケアラーに関する実態調査を各地域で進め、支援方針を作成する
 7. 国は、ヤングケアラー支援の必要性について認識し、支援のための制度・政策を整備する

以下、「子ども・若者ケアラー」の権利保障という観点から、筆者が考える重要な支援課題を4点挙げたい。

第一に、「子ども・若者ケアラー」の実態把握である。日本では、「子ども・若者ケアラー」当事者に対する調査はまだはじまったばかりである。とりわけ、既存の調査でも対象となっていない義務教育下の学齢期の子どもたちが担っているケアの実態を早急に明らかにする必要がある。

第二に、「子ども・若者ケアラー」に対する社会的認知を高める取り組みの普及である。子ども・若者本人が、ケアラーとしての自覚をほとんど持たない要因の一つは、学校や地域、福祉・医療など、「子ども・若者ケアラー」にかかわる周囲の人間が、当事者と同様に、ケアラーとして子ども・若者を捉える認識枠組みをもっていないことによる。支援する立場の側が、「親思い／きょうだい思い／家族思いのいい子」として、「子ども・若者ケアラー」の存在を見逃している実態がある。とりわけ、従来子ども・若者支援とはほとんど接触をもたずにいる介護、障害、医療といった福祉関係機関が、支援対象である家族に対する理解の見直しを図り、子ども・若者を含む家族メンバーを、ケアのための固定的なマンパワーとして一方的に位置づけない姿勢が求め

られる。

第三に、上の2つの支援課題とも関連するが、「子ども・若者ケアラー」への最初の接点としての学校の重要性である。既存の調査からも、遅刻や成績の低下など、ケアラーが抱える問題は表面化しにくく、しばしば本人のやる気の問題に矮小化され看過されることもある。また保護者を含む家族との接点がちにくくなっている現実もある。しかし、恒常的に子どもの生活状況を把握できる学校は、イギリスでも初動期の支援の起点として最重要視している。そのためには、担任だけではなく、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所など、子どもにかかわる学内外の支援者が共同して、子ども・若者の小さなSOSを見逃さない体制づくりが必要である。

学校を含む社会全体での子ども・若者が担っているケアに対する抜本的な認識の転換とあわせて、最後に「子ども・若者ケアラー」固有の支援課題として、〈ケアラー〉支援と〈子ども・若者〉支援、双方の視点を交差させることができる連携体制の確立を挙げたい。具体的には、主に教育にかかわる場面で、教育を受ける存在としての子ども・若者にかかわる教育機関と、福祉や医療、介護の場面で、ケアニーズをかかえる家族を媒介としてケアラーとしての子ども・若者にかかわる専門機関による、スムーズな情報共有、多角的な家族支援に関する協議にもとづく、一体的な連携が必要である。

3節 ケアラー自身による経験の言語化

京都市ユースサービス協会の事業として始めた事例検討会は、2019年9月現在まで10回開催された（表2）。それぞれの回では、可能な限り「子ども・若者ケアラー」当事者に自身の経験を語ってもらい、参加者とともに、その意味や支援のあり方について、議論を重ね続けている。認知症の祖父母のケア、シングルペアレント家庭での精神疾患をかかえる母親へのケア、障害を持つきょうだいへのケア、依存症の親のケア。ケアが始まる時期、サポートの有無、

表2 事例検討会の取り組み

第1回	2017年3月18日	子ども・若者ケアラーをめぐる問題提起
		祖父のケア経験の報告
		専門学校教員の立場からの報告
第2回	2017年8月5日	障害のあるきょうだい支援
		難病の妹と父親のケア体験の報告
第3回	2017年11月11日	高校生調査報告
第4回	2017年12月9日	養護教諭の立場からの方向
第5回	2018年2月10日	高校生からの祖母のケア経験の報告
		大学生の祖母のケア経験の報告
第6回	2018年6月23日	NHK「さやかとりき～“外国ルーツ”子どもたちの1年」
第7回	2018年8月18日	精神疾患をもつ家族のケア体験の報告
第8回	2018年10月13日	依存症家族のケア体験の報告
第9回	2019年1月26日	横浜ヤングケアラーヘルプネットの活動紹介
第10回	2019年6月29日	若年認知症の親のケア経験の報告

出所) 筆者作成

自分の進路への影響，まさに十人十色の事例である。「子ども・若者ケアラー」の多くが，学校などの場で，自分がケアを担っていることを友人に悟られないようにするため，ケアラー自身が自分の言葉でケアの経験を語る，あるいはこうした語りに触れる経験が極めて少ない。事例検討会は，物理的なケアから精神的なケア，家事に至るまで，自らにふりかかった経験を，子ども・若者本人が，今自分たちがおかれている現実とともに振り返り，ともに語り，分かち合う中で，自分たちの経験を相互主観的に意味づけ，さらなる解釈の可能性とともに探る活動である。当然のことながら，なぜ自分が，と感じるケアラーもいれば，自ら進んでケアを選択する子ども・若者もいる。言葉も十分周知されていない中で，初めて自分が「子ども・若者ケアラー」だったのだと，自分の経験を，ひとつの枠組みでとらえる視点を得たと涙ながらに語った参加者もいた。ユースワークという観点から，「子ども・若者ケアラー」を支援の対象として客体化するだけでなく，自らの人生を主体的に切り開くことができる存在として捉え，その潜在的な力を引き出すことが重要になる。事例

検討会の後に，当事者だけが集う「かたり場」も設け，さらにゆっくりと時間をかけて当事者が語れる場と時間を設けている。自らの経験を語りつつ，他の経験を聞くという相互関係は，これしかないと思っていた自分の経験が，異なる意味づけの可能性に開かれることを意味している。

おわりに

「子ども・若者ケアラー」をめぐる問題は，実は，筆者自身の個人的な課題でもある。長男に知的障害があったために，次の子どもの妊娠にはかなり逡巡した。実際に，現在5歳になる次男は，すでに2歳年上の長男の世話をときどき担っている。単に「親なき後」だけではなく，次男の現在の日常生活の中で，お兄ちゃん存在の持つ意味はすでに大きいのだろう。

日本の「子ども・若者ケアラー」支援に向けた活動は，まだはじまったばかりである。特に日本では，家族の中のケアラーの存在が見えにくい。自己／家族責任という社会的圧力の中で，可視化されにくい

だけではなく、そのニーズを、支援を要する人とは別の独自のものとしてとらえ、両者を支援していくという発想自体が十分広がっていない。とかく家族は一枚岩として理解されがちであり、ケアラー自身がこうした価値観に自縛されてしまっていることも多い。ましてや、自分の置かれている状況を客観化することが難しい「子ども・若者ケアラー」は、社会的な働きかけがない限り、閉ざされた家族の中に埋没してしまう。自分自身の将来の可能性を小さいころからあきらめてしまう子どもが増えてしまうことの、社会全体への深刻なダメージを回避するためにも、何よりもまず「子ども・若者ケアラー」の可視化と、ライフコースに即した中・長期的な支援体制の確立が、緊要な社会課題であるといえるだろう。

注

- 1) たとえば Office of the Deputy Prime Minister (2005) 参照。
 - 2) 澁谷は、ケア役割を担う際の子どものジェンダー格差（女子の方がケア役割を引き受けるケースが多い）ことを指摘している（澁谷 2012）が、イギリスの調査では、ジェンダー差が縮小しているという報告もある（Cass 2007）。
 - 3) たとえば、うつ病や依存症などの精神疾患を子どもに理解してもらうために、NPO 法人プルスハルハが発行している絵本シリーズ（『かぞくのこころの病気を子どもに伝える絵本』）がある（プルスアルハ 2012, 2013a, 2013b, 2014）。
 - 4) Heyman らは、「子ども・若者ケアラー」の真の問題は、単に当事者が長期にわたるリスクを十分理解できていないという問題に還元されるべきではなく、使いづらいサービスのあり方の問題であるとしている（Heyman & Heyman 2013）。
 - 5) 京都市ユースサービス協会では、以下の4点をその活動の理念として掲げている（以下、京都市ユースサービス協会のホームページから抜粋）。
 1. 青少年が自分の本来持っている力を損なわれることなく伸ばしていけるように支援をします。
 2. 青少年が問題を抱えた時や必要を感じた時に課題を自ら乗り越えたり解決していくための力を獲得できるような支援をします。
 3. 青少年が市民社会の一員として参画し、役割を担っていけるための経験を提供します。
 4. このような課題に対するユースサービスの事業が社会的な認知を拡大していくための活動を行います。
- <http://ys-kyoto.org/about/youth-work-values/>
（最終閲覧日 2019年8月31日）

【参考文献・資料一覧】

- 北山沙和子・石倉健二, 2015, 「ヤングケアラーについての実態調査—過剰な家庭内役割を担う中学生—」『兵庫教育大学学校教育学研究』27: 25-29頁
- 斎藤真緒, 2010, 「介護者支援の論理とダイナミズム—ケアとジェンダーの新たな射程」『立命館産業社会論集』第46巻第1号, 155-171頁
- 柴崎智恵子, 2005, 「家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的調査—イギリスの“Young Carers”調査報告書を中心に—」『人間福祉研究』8: 125-143頁
- 澁谷智子, 2012, 「子どもがケアを担うとき：ヤングケアラーになった人／ならなかった人の語りと理論的考察」『理論と動態』5号, 2-23頁
- 澁谷智子, 2014, 「ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識—東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から—」『社会福祉学』54 [4]: 70-81頁
- 澁谷智子, 2017, 「ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性」『成蹊大学文学部紀要』52: 1-21頁
- 澁谷智子, 2018, 『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実』中公新書
- 田中智子, 2018, 「障害者ケアから照射するケアラー女性の貧困」松本伊知朗編『「子どもの貧困」を問う—おす—家族・ジェンダーの視点から』法律文化社, 225-240頁
- 田野中恭子・土田幸子・遠藤淑美, 2015, 「ドイツにおける精神に障害のある親をもつ子どもへの支援—CHIMPSに焦点をあてて—」『佛教大学保健医療技術学部論集』9: 71-83頁
- 土屋葉, 2006, 「『障害』の傍らで—ALS患者を親にも

- つ子どもの経験」『障害学研究』2: 99-123頁
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト, 2015, 『南魚沼市「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)」についての調査《教員調査》』
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト, 2017, 『藤沢市「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)」についての調査《教員調査》』
- 橋本佳代子, 2014, 「ヤングケアラーのネットワークで介護を乗り切る—女子たちに明日は来る…!—」『難病と在宅ケア』20[5] 9-12頁
- 濱島淑恵・宮川雅充, 2018, 「高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況—大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より—」『厚生指針』65[2] 22-29頁
- ブルスアルハ, 2012, 『家族のこころの病気を子どもに伝える絵本①—はくのせいかも・・・お母さんがうつ病になったの—』ゆまに書房
- ブルスアルハ, 2013a, 『家族のこころの病気を子どもに伝える絵本②—お母さんどうしちゃったの—統合失調症になったの・前編』ゆまに書房
- ブルスアルハ, 2013b, 『家族のこころの病気を子どもに伝える絵本③—お母さんは静養中—統合失調症になったの・後編』ゆまに書房
- ブルスアルハ, 2014, 『家族のこころの病気を子どもに伝える絵本④—ボクのことわすれちゃったの?—お父さんはアルコール依存症』ゆまに書房
- 松崎実穂, 「メディアにみる『家族を介護する若者』—日本における社会問題化を考える」『Gender and sexuality: journal of Center for Gender Studies,』10: 187-201頁
- 松本伊智朗編, 2017, 「『子どもの貧困』を問いなおす—家族・ジェンダーの視点から—」法律文化社
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2019, 『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』
- 三富紀敬, 2000, 『イギリスの在宅介護者』ミネルヴァ書房
- 三富紀敬, 2008, 『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開』ミネルヴァ書房
- 箕輪明子, 2017, 「新自由主義下における日本型生活構造と家族依存の変容」松本編『『子どもの貧困』を問いなおす—家族・ジェンダーの視点から—』99-199頁
- 宮本みち子, 2006, 「若者政策の展開—成人期への移行保障の枠組み」『思想』983: 153-166頁
- 宮本みち子・小杉礼子編, 『二極化する若者と自立支援—「若者問題」への接近—』明石書店
- 森田久美子, 2010, 「メンタルヘルス問題の親を持つ子どもの経験—不安障害の親をケアする青年のライフストーリー」『立正社会福祉研究』12[1]: 1-10頁
- 森田久美子, 2013, 「精神障害者の親を介護する子どもに関する研究の動向と展望」『立正大学社会福祉研究所年報』15: 89-105頁
- 森田久美子, 2016, 「子ども・若者介護者の実態」『立正大学社会福祉研究所年報』18: 41-51頁
- BBC, 2010, Young carers are 'four times' the official UK number (<http://www.bbc.co.uk/newsbeat/article/11758368/young-carers-are-four-times-the-official-uk-number>) (最終閲覧日2019年8月2日)
- Becker, Fiona and Saul Becker, 2008, *Young Adult Carers in the UK: Experiences, Needs and Services for Carers Aged 16-24*, The Princess Royal Trust for Carers.
- Cass, Bettina, 2006, Exploring Social Care: Applying a New Construct to Young Carers and Grandparent Carers, in: *Australian Journal of Social Issues*, 42[2]: 241-255.
- Day, Chantelle, 2015, Young Adult carers: a literature review informing the re-conceptualization of young adult caregiving in Australia, in: *Journal of Youth Studies*, 18[7]: pp. 855-866.
- Furlong, Andy, Fred Cartmel, 1997, Young people and Social Change: Second Edition, Open University (=2009, 乾彰夫・西村貴之・平塚真樹・丸井妙子訳『若者と社会変容—リスク社会を生きる』大月書店)
- Hamilton, Myra Giselle and Elizabeth Adamson, 2013, Bounded agency in young carers' lifecourse-stage domains and transitions, in: *Journal of Youth Studies*, 16[1]: pp. 101-117.
- Heyman, Anna, Bob Heyman, 2013, 'The sooner can change their life course the better': the time-framing of risks in relationship to being a young carer, in: *Health, Risk and Society*, 15[6-7]: 561-

- 579.
- Kittay, Eva Feder., Ellen K. Feder (eds), 2002, *The Subject of Care: Feminist Perspectives on Dependency*, Rowman& Littlefield publishers.
- Office of the Deputy Prime Minister, 2005, *Transitions: Young Adults with complex Needs*, Social Exclusion Unit.
- Preston, Paul, 1998, *Mother Father Deaf: Living Between Sound and Silence*, Harverd University Press (=2003, 澁谷智子・井上朝日訳『聞こえない親をもつ聞こえる子どもたち』現代書館)
- Petch, Alison, 2009, The experiences and needs of young adult carers in the UK, *Community Care* 1761: 30-31.

A Preliminary Study on Support for Young Carers / Young Adult Carers
in Japan :
The Juncture of Carers' Support and Youth Work and Youth Services

SAITO Maoⁱ

Abstract : This article discusses a preliminary consideration about support for the young carers / young adult carers in Japan. As part of the activities of the Kyoto City Youth Service Foundation, youth workers and the author have carried out an organised research project on young / young adult carers since March of 2017 and have held regular meetings in order to reveal the realities for young / young adult carers in Japan.

We have made just a few small sample surveys and don't have public statistics about young / young adult carers in Japan. In this article, the author summarises the main points of previous studies as follows; care as no-choice, difficulties about self-objectification as a carer, protracted influence for life-course of young / young adult carers, and the various and ambiguous meanings of care. On that basis, the author points out that institutions concerned including schools expedite their cooperative efforts to establish support system for young / young adult carers. The article concludes that it is an important perspective of youth work and youth services, not only of carer's support, to offer a long-period comprehensive support for transition from child to adult.

Keywords : young carers / young adult carers, carers support, life-course, youth work and youth services

i Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University